

社会的制約班からの提言

～第1報～

2020年5月28日

緒言

山形大学大学院医学系研究科医療政策学講座 池田登顕（社会的制約改善班班長）

地方独立行政法人芦屋中央病院 今別府和徳

介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野 古川祐太

本稿では、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の蔓延により生じている「社会的制約」について既出のガイドラインや声明をもとに、我々理学療法士が、「社会的制約」を改善するためにできることなどについてまとめた。

社会的分断

まず、社会的制約の改善について述べる前に、**社会的分断**について述べたい。COVID-19の流行に伴い、「社会的スティグマ」が世界的な問題となっている。社会的スティグマとは、「**ある特定の特徴をもつ個人や集団を、ある特定の病気と誤って関連付けること**」である。例えば、COVID-19の流行以降、世界的にアジア人およびアジアにルーツを持つ人々が、差別やヘイトの対象となっている¹。そういった差別やヘイトは、アジア人およびアジアにルーツを持つ人々に対してのみならず、スケープゴート探しと恐怖の拡張に相まって、保健医療従事者などに向かうなどの拡大が社会的問題となっている^{1,2}。そういった事態に対して、

世界保健機構（World Health Organization; WHO）は COVID-19 流行下における、社会的スティグマに対して、「**社会的結束を弱め、特定の集団の社会的孤立を促進し得る**。これにより、**ウィルスが広がりやすくなる状況に寄与**する可能性があり、その結果、より深刻な保健課題が引き起こされ、感染症の流行を制御することがより困難になる可能性がある」と警鐘を鳴らしている¹。つまり、差別やヘイトが広がることにより自分がウィルスに感染した場合、それらの対象となることを恐れ**必要な検査や治療・支援を受けることをためらい、その結果、感染拡大を助長**してしまう可能性があるということである。

残念ながら、我が国においても社会的スティグマが生じているニュースが少なからず報道されている。例えば、感染者や治療にあたる医療従事者、またその家族に対する差別や誹謗中傷、集団感染が発生した地域・病院や大学等の施設に対する嫌がらせ、医療関係者の子供の保育所の不当な利用拒否、さらには自治体の休業要請・指示に従わず営業を続けるパチンコ店への暴力行為などである³⁻⁸。こういった社会的スティグマに関連した人々の言動は、**社会を分断させ、今後予想されるウィルス流行の第2波や3波の到来時に、感染のリスクを増大**させてしまうだけでなく、ウィルスという目には見えない存在に対して、恐怖や不安、ストレスの矛先として他の「誰か」や「ある特定の集団」をスケープゴートとし、非難の対象とってしまう悪循環を生んでしまう恐れがある。そういった社会的スティグマによって生じる社会的分断に対して、我々理学療法士は正しくその背景や現状を理解することが大切である。

COVID-19 蔓延に伴う社会的スティグマの原因や背景を理解するためには、ヒト免疫不全

ウィルス/エイズ（以下、HIV/AIDS）と関連したスティグマの決定要因について理解することが一助になると考えられる。HIV/AIDS に関連されたスティグマの背景には、ジェンダーや人種、民族や社会経済的地位などの社会的要因が原因として考えられており⁹、COVID-19 における**社会的スティグマの対象となるのは、社会的に弱い立場になりやすいマイノリティの集団や社会経済的に不利な集団**であることが考えられている。

社会的不平等

COVID-19 の流行による社会的な影響は全年代に及んでいる¹⁰⁻¹²。よって**日本予防理学療法学会における活動の範囲は全世代が対象**となる。中でも、社会的に不利な立場になりやすいマイノリティの集団や社会経済的に不利な集団などは、**COVID-19 が社会にもたらしている影響を特に大きく受ける**と考えられている^{13,14}。なぜならば、先述した集団は感染症の流行時に様々な経路を経由して、感染や重症化に対するリスクが高いと考えられているからである^{15,16}。このような**社会的な属性の違いにより生じうる集団間での健康の違い（健康格差）**は、人権や差別の問題とも関わるが多いため、**コロナ禍においても優先度の高い対策が必要**といえる。

COVID-19 の流行に伴う社会活動の制約の代表的なものに学校閉鎖がある。感染拡大予防のために小学校などの教育施設や保育園などの児童福祉施設が閉鎖の対象となっている。閉鎖の対象は、我々理学療法士がかかわる機会の多い、特別支援学校や児童発達支援センターもその対象となっており¹⁷、必要なサービスや支援の提供が困難になっている事例が少な

らず生じている。また、小学校の学校給食は社会経済的に不利な子供において、野菜などの栄養を補給できる重要な場であることが知られているが¹⁸、学校の閉鎖が長く続くと社会経済的に不利な子供ほど肥満の増加など健康に悪影響が及ぶことが懸念される。小学校閉鎖の影響は、低学年の子供に影響が大きく、学力の格差の拡大が懸念されている¹⁹⁻²¹。これらの「閉鎖」による影響は子供を養っている親世代へ様々に負担が重くのしかかっていることについては言及するまでもない²²。COVID-19による影響は労働者世代にも大きく影響を及ぼしている。先述した、学校閉鎖に伴う子供へのサポートもその一つである。また、厚生労働省がソーシャルネットワークサービスを用いた調査によると、サービス業従事者の半数以上が収入や雇用に不安を感じていると回答している¹¹。特に従業員数の少ない小・中企業の勤労者において多い傾向にあり、不安やストレスと隣り合わせの生活をしている状況が表れていると考えられる¹¹。高齢者もまた、他者との交流や趣味・旅行活動などが制限され社会的に制約された状況にある。併存疾患が他の世代と比較して多い傾向にある高齢者世代においては、COVID-19発症後、重症化するハイリスクな世代であるため、より一層の社会活動制限が求められている^{23,24}。また、介護サービス利用者においては、通所系の介護事業所ならびに介護予防の通いの場の閉鎖なども起きており、フレイルの進行など様々な健康への悪影響が懸念されている²⁵。高齢期においても大きく社会経済状況の影響を受けることが知られており²⁶、COVID-19の感染や重篤化において脆弱な状態にあると考えられる。このように**COVID-19による影響は全世代的に、しかし、社会的に不利な立場になりやすい世代や集団において顕著に表れることが考えられる。**

生きがいの再考

コロナ禍において、他者との直接的な関わりが制限される中、他者との関わりや自身の価値観さらには「**生きがい**」について**再考**する機会となっている。生きがいは、最近「ikigai」として海外で注目され、紹介されている²⁷。その中では、生きがいについて、「私たちにのんびりするのを促すのではなく**人生の目的を見つけるために努力すること、つまり、存在意義を見つけようとする**こと」と紹介され、「好きなこと」、「得意なこと」、「世界が必要としていること」、「対価を得られるもの」に合致していることがその条件として挙げられる²⁷。生きがいを見つけることについて、「考え、探求し、努力しなければならないが、その見返りとして、大きな希望を与えてくれる。生きがいとは**たとえ今は惨めでも、未来に目を向けることができるものである**」と述べられている²⁷。我々、理学療法士においても、コロナ禍をきっかけに対象者の「生きがい」について焦点を当てなおすよい機会となるのではないだろうか。